

日本ツバキ協会品種登録規程

(目 的)

第1条 日本で育成されたツバキ、サザンカ及び近縁のツバキ類園芸品種の名称を整理し、新品種の名称登録制度を確立するため、この規程を定める。

(新花の定義と名称)

第2条 新花は、新規性が明らかで、その特性が安定しており、申請に際しての記載に適合していなくてはならない。

2 名称は、これまでに使用されていない新規のもので、かつツバキ類の品種名として適正でなければならない。

3 名称を定めるに当たっては、商号その他、営利的な目的に利用される恐れのあるものは避けなければならない。

(委員会の設置)

第3条 第1条の目的を遂行するため、日本ツバキ協会学術部（以下「学術部」という）に品種登録委員会（以下「委員会」という）を置く。

2 委員会は、理事・学術部長を委員長とし、広く日本ツバキ協会の会員（以下「会員」という）の中より学術部理事が推薦する候補者から会長が4人の委員を推薦し、理事会で決定し、5名で委員会を構成する。

(委員会の職務)

第4条 委員会の職務は、次のとおりとする。

- 1) 品種名の整理を行い、特性表や画像などのデータベースを作成・管理し、公開方法を審議する。
- 2) 会員の申請に応じて新花登録の可否を審査・決定し、その結果を理事会に報告の上、公表する。

(登録申請)

第5条 会員で、新しい品種を育成し、名称を登録したいと希望するものは誰でもこの規程に従って登録を申請することができる。

2 新花登録の申請は、随時受け付ける。

(申請様式)

第6条 申請は、所定の書類を用いて、名称、品種の特性表、サービスサイズ以上の写真原則として3枚以上をセットとして日本ツバキ協会事務局（以下「事務局」という）に申し込むものとする。

2 申請書類は、保存するため、原則として返還しない。また、写真その他の利用については、日本ツバキ協会に一任することをあらかじめ了承するものとする。

(申請書類)

第7条 申請書類は、事務局より購入する。

2 書類一式は、郵送料を含めて1,000円とする。

3 書類は、申請書、特性表、申請の手引き、特性の測定・記録の手順と基準、既存品種の名称一覧表、返信用封筒など申請に際しての参考となるものを含む。

(申請料)

第8条 申請に際しては、1件3,000円の申請料を事務局に納めることとする。

(登録料)

第9条 新花として認められて登録する場合は、1件10,000円の登録料を納めることとする。

2 登録料の納付を待って、新花登録認定証を発行する。

(審 査)

第10条 新花登録の審査は、原則として毎年の総会前に行う。

2 審査の手順については、別に定める。

3 登録の可否は、委員の多数決による。可否同数の場合は、委員長の判断で決する。

(報 告)

第11条 審査の結果は、直ちに会長に報告する。また、総会に報告するとともに、会誌・会報、ホームページなどにより周知に努める。

(登録者の権利)

第12条 新花として認められた品種は、「日本ツバキ協会認定新花〇〇号登録品種」の名称を名乗って展示し、発表することができる。

附 則

1 この規程は、平成24年4月14日から施行する。

2 この規程改定の必要が生じた場合は、委員会で審議して改定案を作成し、理事会の審議で決定する。